

2021年9月17日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表取締役社長 工藤 英之
(コード：8303 東証第一部)

臨時株主総会招集及び新株予約権無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ

当行は、本日、取締役会において、臨時株主総会招集及び甲種新株予約権の無償割当てのための基準日設定について、下記のとおり決議しましたので、お知らせします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当行は、本日付で公表しました「SBI 地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けの開始を受けた、株主意思確認を必須前提とする買収防衛策の導入に関するお知らせ」（以下「本プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、SBI ホールディングス株式会社の完全子会社である SBI 地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の公表を受け、本日開催の当行取締役会において、当行の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当行の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第 118 条第 3 号。以下「本基本方針」といいます。）を決定し、さらに、本基本方針に照らして不適切な者によって当行の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、本プラン（本プランの詳細については本プレスリリースをご参照ください。）を導入することを決議いたしました。

本プランは当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、本公開買付け、及び本公開買付け後において生じ得る他の大量買付行為に対して一定の手続を定めることが必要であるとの判断のもと、当行取締役会においてその導入が決定されたものですが、大量買付行為が実際になされた場合に当行が所定の対抗措置を講じるか否かについては、最終的には、株主意思確認総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を通じて株主の皆様のご意思に委ねられる株主意思確認を必須前提とする仕組みとなっております。

また、本プランは、株主の皆様によるご判断の前提として、大量買付者に対して所要の情報を提供するよう求め、かかる情報に基づき株主の皆様が、当該大量買付行為がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、その上で、本臨時株主総会を通じて、当該大量買付行為がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認することを目的としておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、即ち、大量買付者が、本プレスリリース 2（3）に記載した手続を遵守せず、本臨時株主総会を開催する以前において大量買付行為を実行しようとする場合、当行取締役会は、所定の対抗措置の一部（当行株式 1 株につき 1 個の割合でなされる甲種新株予約権の無償割当て、以下「本暫定措置」といいます。）のみを先行して暫定的に実施した上で、本臨時株主総会を通じて株主の皆様のご意思を確認するものとしています。本プランにかかる手続の流れの概要につきましては、本プレスリリースの別紙をご参照ください。

当行は、本臨時株主総会を開催することとなった場合及び本暫定措置を実施することとなった場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主及び本暫定措置に基づく甲種新株予約権の無償割当てを受ける株主を確定するため、2021年10月13日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主及び本暫定措置に基づく甲種新株予約権の無償割当てを受ける株主といたします。本臨時株主総会における開催日時及び開催場所、付議議案の詳細につきましては、今後開催する取締役会において決定次第、お知らせいたします。

- (1) 基準日 2021年10月13日（水曜日）
- (2) 公告日 2021年9月28日（火曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
(<https://www.shinseibank.com/corporate/ir/announcement/index.html>)

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案について

本臨時株主総会における開催日時及び開催場所、付議議案の詳細につきましては、今後開催する取締役会において決定次第、お知らせいたします。

以 上